

令和2年4月21日～同年4月24日

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の
一部を改正する省令案について
（令和2年4月21日 諮問第15号）

[携帯電話等抑止装置の実用局化]

（連絡先）

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

（高田課長補佐、大出係長）

電話：03－5253－5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局移動通信課

（大塚課長補佐、下地係長）

電話：03－5253－5893

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案
(携帯電話等抑止装置の実用局化)

1 諮問の概要

コンサートホールなどでの携帯電話等の着信音による迷惑を防止するため平成10年から実験試験局として導入されている「携帯電話等抑止装置」について、平成30年8月に取りまとめられた電波有効利用成長戦略懇談会報告書において、実用局化を進める考え方が示された。
本件は、当該報告書で示された考え方を受けて、携帯電話等抑止装置の実用局化に必要な規定の整備を行うものである。

2 変更概要

- 特別業務の局及び携帯無線通信等を抑止する無線局の定義を整備
【無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準第7条の2、第7条の3】
- 携帯無線通信等を抑止する無線局の目的を一定の公共の利益のために行われるものに限定し、抑止する対象のシステムを規定するとともに、抑止する無線局の運用者からの同意を条件として規定
【無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準第7条の3】
- 携帯無線通信等を抑止する無線局を免許の有効期間を同一の日とする無線局から除外
【電波法施行規則第8条】
- 電波発射の時刻等の運用方法を告示により決定する局から除外する規定を追加
【無線局運用規則第140条】
- 携帯無線通信等を抑止する無線局の運用の際のルールを規定
【無線局運用規則第140条の2】
- 携帯無線通信等を抑止する無線局の無線設備及び不要発射の強度の許容値の規定を整備
【無線設備規則第54条の4、別表第3号】

3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに関係省令を改正予定（公布日の施行を予定）。

4 意見募集

(1) 行政手続法に基づく意見公募

令和2年3月7日(土)から同年4月6日(月)までの31日間

(2) 提出された意見

計6件の意見が提出された。（詳細は11頁以降参照。）

(3) 意見を踏まえた修正の有無

改正案について所要の修正を行った。（詳細は11頁以降参照。）

無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案 (携帯電話等抑止装置の実用局化)

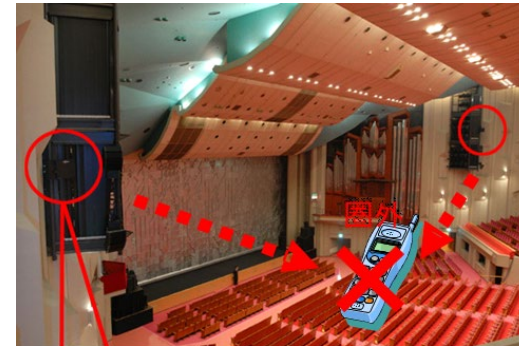
- コンサートホールなどでの携帯電話等の着信音による迷惑を防止するため平成10年から実験試験局として導入
- 携帯電話等抑止装置は、携帯電話等と同じ周波数の電波を発射することで携帯電話等の電波を抑止するものであり、以下の要件を満足することを条件として免許を付与
 - ① 携帯電話等の利用を制限することがコンサートホール等公共の福祉の利益に必要と認められる場所であって、やむを得ないと判断される場合
 - ② 第三者の通信を妨害しないよう、抑止装置の電波がむやみに外部へ漏れないよう対策を講じていること
 - ③ 設置場所で携帯電話等の利用が制限されていることを利用者に周知などの対策を講じていること

○ 実験試験局として開設されている 携帯電話等抑止装置の無線局数

設置場所	局数
コンサートホールなど	198
銀行ATM	10
運転免許試験場	14
合計	222

(令和2年4月1日現在)

○ 携帯電話等抑止装置の導入例



無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案 (携帯電話等抑止装置の実用局化)

- 電波有効利用成長戦略懇談会報告書（平成30年8月）において、**携帯電話等抑止装置の実用局化を進めることとするとの考え方が示された。**
- そのため、携帯電話等抑止装置の実用局化を行うとともに、**必要不可欠と認められる場合に限った開設や利用者に対する周知等の運用ルールに関する規定の整備を行う。**

改正案の主なポイント

1. 携帯無線通信等を抑止する無線局の位置づけ

- 「特別業務の局（他のいずれにも該当しない業務であって、一定の公共の利益のために行われるもの）」として位置づけ

2. 開設条件の明確化

- 静穏を保持することその他一定の公共の利益のために行われることを目的として開設するものに限定
- 抑止する対象の無線システム（携帯無線通信、BWA及びPHS）を特定し、当該システムの運用者から同意が得られていることを開設の条件に設定

3. 運用ルール

- 災害発生時等の緊急時には直ちに運用停止、又は必要な情報伝達手段の確保
- 抑止時間を必要最小限に限定
- 通信を抑止する範囲内にいる者への十分な周知
- 抑止範囲を定期的に確認し、抑止範囲以外で抑止の効果が及んでいると判明した場合には直ちに運用を停止

第3章 4. （2） 携帯電話等抑止装置に係る制度整備

考え方

実験試験局としてのこれまでの運用を通じて、一定の用途については、携帯電話等抑止装置の社会的な必要性が認識されつつあるとともに、安定的な運用に必要な技術的知見も蓄積されていることから、携帯電話等抑止装置の実用局化を進めることとする。

その際、設置可能場所がいたずらに広がらないよう、以下のような考え方を原則とした上で、詳細な設置条件や運用ルールについては、携帯電話事業者等の意見も聞きながら、技術的な多様性にも留意しつつ、更に検討を進めていくことが適当である。

- 携帯電話等による通信を抑止することが特定の施設における業務の円滑な遂行等のため必要不可欠と認められる場合に限り、設置を認める。
- 施設管理者等の設置者が、携帯電話等を利用できないことの施設利用者への周知を含む全体的な責任を負う場合に限り、設置を認める。
- 抑止効果の範囲が一定の空間に限られ、目的としないエリアに抑止電波が漏洩しないことを担保するため、固定的運用を原則とするとともに、工事後の実地検査を必要とする。
- 携帯電話事業者等との事前の連絡・調整等が行われることを設置の条件とする。

■ 携帯電話等抑止装置の導入に向けた省令（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等）、関連告示等の改正案等について令和2年3月7日から4月6日の間で意見募集を実施し、6件の意見があった。

対象規定		改正内容
○ 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第12号）【諮問事項】		
第3条（電気通信業務用無線局）		○ 広帯域移動無線アクセスシステムの定義条文を追加（第2号の2）
第7条の2（特別業務の局）		○ 特別業務の局の定義を整備
第7条の3（携帯電話等抑止装置の無線局）		○ 携帯無線通信等を抑止する無線局を定義するとともに、その目的を一定の公共の利益のために行われるために限定し、抑止する対象のシステムを規定。加えて、抑止する無線局の運用者からの同意を条件として既定。
○ 電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）【諮問事項】		
第8条（免許の有効期限）		○ 携帯無線通信等を抑止する無線局を免許の有効期間を同一の日とする無線局から除外する規定を追加（第2項）
第10条の2（運用開始の届出を要しない無線局）		○ 携帯無線通信等を抑止する無線局を運用開始の届出を要しない無線局とする規定を追加
○ 無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）		
第24条（無線局の運用開始等の届出）		○ 携帯無線通信等を抑止する無線局の運用開始の日までに届出を要する事項に関する規定を追加（第2項）
○ 無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）【諮問事項】		
第140条（特別業務の局及び標準周波数局の運用）		○ 電波発射の時刻等の運用方法を告示により決定する局から除外する規定を追加
第140条の2（携帯電話等抑止装置の無線局の運用）		○ 携帯無線通信等を抑止する無線局の運用ルールとして、緊急時の運用停止、抑止時間は必要最小限とすること、通信出来ない旨の周知、定期的な抑止範囲の確認を規定
○ 無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）【諮問事項】		
第54条の4（携帯電話等抑止装置の無線局の無線設備）		○ 携帯無線通信等を抑止する無線局の無線設備の規定を整備
別表第3号（スプリアス発射及び不要発射の強度の許容値）		○ 携帯無線通信等を抑止する無線局のスプリアス発射及び不要発射の強度の許容値の規定を追加（65の項）

1 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部改正案

- 技術的な修正として、抑止する無線局の対象に、携帯無線通信及びBWAの陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）を追加した。

省令改正内容

【変更前】

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準

第7条の3 第2号

- （1） 携帯無線通信（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信をいう。）を行う基地局又は陸上移動中継局（基地局が使用する周波数に限る。以下この条において同じ。
- （2） 広帯域移動無線アクセスシステムの基地局又は陸上移動中継局

【変更後】

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準

第7条の3 第2号

- （1） 携帯無線通信（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信をいう。）を行う基地局、陸上移動中継局（基地局が使用する周波数に限る。以下この号において同じ。）又は陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）
- （2） 広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局（中継を行うものに限る。）

2 無線設備規則の一部改正案

- 携帯無線通信等を抑止する無線局について、当初、一の筐体に収められていることを規定していたが、電気興業株式会社から「携帯電話等抑止装置の抑止信号発生部と、増幅部を分離し、増幅部に空中線を接続する構成も考えられる。」との意見があったため、**増幅部が分離していた場合であっても、無線設備としての同一性が維持できれば支障ないもの**とし、**省令の改正案について以下のとおり変更**した。
- 電気興業株式会社及び三精テクノロジーズ株式会社から「垂直偏波及び水平偏波以外の偏波による抑止が想定される。」との意見があったため、**当該規定を削除することとした**。
- 携帯無線通信等を抑止する無線局の不要発射の強度の許容値について、当初、無線設備規則別表3号に**不要発射の強度の許容値を告示する**と規定していた。しかし、電気興業株式会社及び三精テクノロジーズ株式会社から、「『帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値』及び『スプリアス領域における不要発射の強度の許容値』を区別し規定して欲しい。」との意見があったため、**スプリアス発射の強度及び不要発射の強度の許容値を分けて規定することとし、以下のとおり変更**した。

省令改正内容

【変更前】

無線設備規則

第54条の4

第2号 **一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。**ただし、電源設備及び空中線系については、この限りでない。

第5号 **送信する電波の偏波は、垂直偏波又は水平偏波であること。**

別表第3号

65 携帯無線通信等を抑止する無線局の送信設備の**不要発射の強度の許容値**は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

【変更後】

無線設備規則

第54条の4

第2号 電源設備及び空中線系を除く無線設備は、容易に開けることができないこと。また、**増幅部が別の筐体に収められている場合にあつては、無線設備としての同一性を維持できる措置が講じられており、**かつ、それぞれが容易に開けることができないこと。

第5号 （削除）

別表第3号

65 携帯無線通信等を抑止する無線局の送信設備の**スプリアス発射及び不要発射の強度の許容値**は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

対象告示	制定根拠
○平成2年郵政省告示第240号（電波法施行規則第33条の規定に基づく無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件）【一部改正】	電波法施行規則第33条
○昭和35年郵政省告示第1017号（電波法施行規則の規定により、時計、業務書類等の備付けを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備付け場所の特例又は共用できる場所を定める件）【一部改正】	電波法施行規則第38条の2 及び第38条の3
○平成16年総務省告示第860号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局のコード欄及び通信事項コード欄に記載するためのコード表を次のように定める件）【一部改正】	無線局免許手続規則別表2号
○令和2年総務省告示第〇〇〇〇号（携帯無線通信等を抑止する無線局のスプリアス発射及び不要発射の強度の許容値を定める件）【一部改正】	無線設備規則第49条の6の12等

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案等に係る意見募集

－携帯電話等抑止装置の実用局化等のための制度整備－
提出された意見及びそれらに対する総務省の考え方
(令和2年3月7日から同年4月6日まで意見募集)

提出件数 6件（法人 6件）

（ゴシック体・太文字は電波監理審議会への必要的諮問事項）

No	意見提出者 (順不同)	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	KDDI株式会社	無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令における改正後欄 第7条の2 第4号 第7条の3 第3号 弊社といたしましては、携帯電話の利用に影響を与えないことが肝要と考えています。このため、意見募集案の「既設の無線局等の運用（略）に支障を与えないこと」及び「同一周波数帯を使用する携帯無線通信等の無線局を運用している者から同意が得られていること」との規定は、携帯電話事業者にご配慮頂いたものと理解し、賛同いたします。 なお、事前の同意までに、従前の実験試験局における事前協議と同様に、次の事項を当該申請者にご提示いただくよう、ご配慮いただきたいと思いますと考えております。 ①抑止する場所 ②該当箇所の干渉計算結果 ③携帯電話利用者への抑止に関する周知方法 ④該当場所以外での干渉発生に応じるための緊急連絡窓口の設置 また、特定の携帯電話事業者の携帯電話のみを抑止するような不公平な取扱いが行われないよう、ご配慮いただきたいと思いますと考えております。	本改正案への賛同意見として承ります。 総務省においても、無線局の免許の際に適正な申請がなされているか審査をいたします。	無
		無線局運用規則の一部改正における改正後欄 第140条の2 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案に規定されている「同一周波数を使用する携帯無線通信等の無線局を運用している者から同意」までに、当該申請者から、①抑止する場所、②該当箇所の干渉計算結果はご提示いただけるものと想定しております。 また、③携帯電話利用者への抑止に関する周知に関しては、無線局運用規則の一部改正における第140条の2第3号に規定する案となっております。 一方、④該当場所以外での干渉発生に関しては、同条第4号において、当該申請による免許人の確認及び停波に留まっていることを懸念しております。 「同一周波数を使用する携帯無線通信等の無線局を運用している者」からの連絡窓口の設置ならびに直ちに停波できる体制の整備にご配慮いただきたいと思いますと考えております。	連絡体制等については、申請者が、同一周波数を使用する携帯無線通信等の無線局を運用している者から同意を得る際に、確認すべき事項と考えます。	無
2	株式会社NTTドコモ	携帯電話等抑止装置の実用局化について 実用局化に向けた省令等の改正案に賛同します。過度な設置等により携帯電話エリアへの影響が拡大しないよう詳細な運用ルールの策定や事前調整の事業者間調整について真摯に対応してまいります。	本改正案への賛同意見として承ります。	無

3	電気興業株式会社	総務省告示第号 携帯無線通信等を抑止する無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。	不要発射の強度の許容値に、「スプリアス領域」と「帯域外領域」の区分けがありません。 「スプリアス領域」においては問題ありませんが、抑止波を変調波で生成した場合、「帯域外領域」で生じる不要発射の強度が告示案で示された許容値を満足するためには、急峻な特性を持つフィルタ等を実装する必要があり、携帯電話等抑止装置が大きくなる可能性があります。 具体的には、小電力レピータ（無線設備規則 第四十九条の六）の下り回線の規定、またはLTE-Advanced方式の基地局の規定を準用することを提案します。 因みに、小電力レピータの下り回線の最大空中線電力は、24. 0dBm (250mW)です。 (案) 「スプリアス領域」（共通） ・告示案の許容値は送信周波数帯域端から10MHz以上の範囲に適用する。ただし、送信周波数帯域内については規定しない。 「帯域外領域」 ＜小電力レピータの下り回線を準用する場合＞ ・隣接チャネル漏えい電力の規定を準用する。 ・告示案の許容値は、送信周波数帯域端から2. 5MHz離れ及び7. 5MHz離れにおいて適用する。 ＜LTE-Advanced方式の基地局の規定を準用する場合＞ ・「スペクトラムマスクの」規定」を準用する。 <table><tr><td>オフセット周波数 Δ f (MHz)</td><td>許容値</td><td>参照帯域幅</td></tr><tr><td>0. 05MHz以上5. 05MHz未満</td><td>-5. 2dBm-7/5 × (Δ f -0. 05) dB</td><td>100kHz</td></tr><tr><td>5. 05MHz以上10. 05MHz未満</td><td>-12. 2dBm</td><td>100kHz</td></tr><tr><td>10. 5MHz以上</td><td>-13dBm</td><td>1 MHz</td></tr></table>	オフセット周波数 Δ f (MHz)	許容値	参照帯域幅	0. 05MHz以上5. 05MHz未満	-5. 2dBm-7/5 × (Δ f -0. 05) dB	100kHz	5. 05MHz以上10. 05MHz未満	-12. 2dBm	100kHz	10. 5MHz以上	-13dBm	1 MHz	御意見を踏まえ、無線設備規則の一部を改正する省令案を以下のとおり変更し、当該告示案については適宜修正いたします。 無線設備規則別表第三号 65 <u>携帯無線通信等を抑止する無線局の送信設備のスプリアス発射及び不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。</u>	有
オフセット周波数 Δ f (MHz)	許容値	参照帯域幅															
0. 05MHz以上5. 05MHz未満	-5. 2dBm-7/5 × (Δ f -0. 05) dB	100kHz															
5. 05MHz以上10. 05MHz未満	-12. 2dBm	100kHz															
10. 5MHz以上	-13dBm	1 MHz															
	電波法関係審査基準 改正案 別紙2 第2（陸上関係）4（その他） （18）携帯無線通信等を抑止する無線局 コ 携帯無線通信等の無線局との調整	（ウ）は、抑止エリア内は何処でも、携帯電話通信等の受信電力より最低限25dB強い抑止波の受信が必要となる設計にしなければならないと理解します。 弊社の試算・実験ではマージンを含めて、携帯電話通信等の受信電力+20dB以下の抑止波で抑止可能です。 （ウ）の規定では実際の抑止エリアは設計上の抑止エリアよりも大きくなり、（ア）の必要最低限のエリアではなくなる可能性があります。 実際の抑止エリア外も狭まることになります。 抑止エリアを必要最小限にとどめ、抑止エリア外を広げるためには、「携帯電話通信等の受信電力+25dB以上の抑止波受信エリア」ではなく、抑止の技	御意見を踏まえ、電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案を以下のとおり、変更いたします。 電波法関係審査基準別紙2 第2 の 4 （18）コ <u>（ウ） 抑止エリアについては、抑止する範囲が妥当であると考えられる範囲内であり、根拠を示した資料が添付されていること。</u>	有													

	(ア) 抑止エリアについては、必要最小限の範囲内であること。 (ウ) 抑止エリアは、携帯無線通信等の受信電力より25デシベル以上の範囲内であること。 (エ) 抑止エリア外における携帯無線通信等の通話を妨げないよう、必要な措置が講じられていること。	術的な根拠を示した上での抑止エリアを提示することへの変更を提案します。		
	無線設備規則改正案 (携帯無線通信等を抑止する無線局の無線設備)第五十四条の四 携帯無線通信等を抑止する無線局(無線局根本基準第七条の三に規定する無線局をいう。)の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。 二 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源設備及び空中線系については、この限りでない。	携帯電話等抑止装置の抑止信号発生部と、増幅部を分離し、増幅部に空中線を接続する構成も考えられます。 携帯電話等抑止装置と空中線が大きく離れて設置される場合は接続する同軸ケーブルが長くなり損失も大きくなります。都合、空中線から輻射される出力が小さくなります。 また、今後の5Gなどで使用する高周波数帯を抑止する場合、既存の4Gの周波数帯に比べて同軸ケーブルの損失が大きくなります。 このような場合、増幅部を分離して、空中線の直近に増幅部を配置する構成が有用になります。 具体的には、現在パブコメ中のsXGPの「不正改造防止」に準ずる規定への変更を望みます。 (案) ※空中線系を除く増幅部及び抑止信号発生部は、容易に開けることができない構造とすること。また増幅部と抑止信号発生部が別の筐体に収められている場合にあつては、携帯電話等抑止装置として同一性を維持できる措置が講じられており、且つ各々が容易に開けることができない構造とすること。	御意見を踏まえ、無線設備規則の一部を改正する省令案を以下のとおり、変更いたします。 無線設備規則第 54 条の 4 第 2 号 <u>電源設備及び空中線系を除く無線設備は、容易に開けることができないこと。また、増幅部が別の筐体に収められている場合にあつては、無線設備としての同一性を維持できる措置が講じられており、かつ、それぞれが容易に開けることができないこと。</u>	有

		無線設備規則改正案 （携帯無線通信等を抑止する無線局の無線設備）第五十四条の四 携帯無線通信等を抑止する無線局（無線局根本基準第七条の三に規定する無線局をいう。）の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。 五 送信する電波の偏波は、垂直偏波又は水平偏波であること。	携帯電話等抑止装置で使用する空中線は、円偏波アンテナや偏波合成アンテナ等の使用が考えられます。また、抑止効果に空中線の偏波面の寄与は少ないと考えます。 よって、この項の削除を希望します。	御意見を踏まえ、無線設備規則の一部を改正する省令案の該当項目を削除いたします。	有
4	ソフトバンク株式会社	本省令案等の携帯無線通信等の無線局の通信を抑止する無線局に関して	本省令案等の携帯無線通信等の無線局の通信を抑止する無線局（以下、「携帯無線通信等抑止局」）は、携帯無線通信等の無線局の通信を利用するお客様の通信に影響を与える事から、携帯無線通信等抑止局の制度運用は慎重に行われる必要があると考えます。 総務省や携帯無線通信等抑止局の免許人におかれましては、本省令案等に定められた携帯無線通信等抑止局の開設の条件及び利用者に対する周知等運用ルールの徹底を要望いたします。	本改正案への賛同意見として承ります。	無
5	Wireless City Planning株式会社	本省令案等の携帯無線通信等の無線局の通信を抑止する無線局に関して	本省令案等の携帯無線通信等の無線局の通信を抑止する無線局（以下、「携帯無線通信等抑止局」）は、携帯無線通信等の無線局の通信を利用するお客様の通信に影響を与える事から、携帯無線通信等抑止局の制度運用は慎重に行われる必要があると考えます。 総務省や携帯無線通信等抑止局の免許人におかれましては、本省令案等に定められた携帯無線通信等抑止局の開設の条件及び利用者に対する周知等運用ルールの徹底を要望いたします。	本改正案への賛同意見として承ります。	無
6	三精テクノロジーズ株式会社	無線局の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案 無線設備規則 第7節の2の4 第54条の4	過去携帯抑止の実験試験局で許可頂き運用中の無線局免許は円偏波である為、円偏波も設備規則に含んで頂きたく存じます。また今後抑止の手法が垂直、水平、円を組合せた複合的な環境も考えられる為、中長期的に考えると偏波面の規定無しを意見として提案いたします。	御意見を踏まえ、無線設備規則の一部を改正する省令案の該当項目を削除いたします。	有

	5項 送信する電波の偏波は垂直偏波又は水平偏波である事			
	携帯無線通信等を抑止する無線局の不要発射の強度の許容値を定める告示 無線設備規則別表第三号65の規定 1884.9MHz～1915.7MHz -41dBm/300kHz以下	1800MHz帯は東名阪バンドが1860MHz～1880MHzまであり、帯域外領域とスプリアス領域の考えが無く一律-41dBm以下となっており、特に抑止出力の近傍(1880.01MHzなど)はACPR等があり-41dBm以下に抑える事は非常に難しいと考えます。 抑止する帯域と隣接する近傍においてはACPR等を考慮した一般的な帯域外領域の隣接チャンネル漏洩電力の規定を提案いたします。	御意見を踏まえ、無線設備規則の一部を改正する省令案を以下のとおり変更し、当該告示案については適宜修正いたします。 無線設備規則別表第三号 65 携帯無線通信等を抑止する無線局の送信設備のスプリアス発射及び不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。	有
	電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案 電波法関係審査基準 別紙2第2(18)コ(ウ) 抑止エリアは受信電力より25dB以上のこと	閉鎖空間の場合25dBの規定でエリアを明確にする事は可能と考えますが、今回は開放空間においても同様の規定とする場合、漏洩を抑える為に25dBより低く設定する場合もあり、25dBによる抑止エリアの規定では漏洩エリアが広がる可能性があります。したがって、「抑止エリアは規定エリアから漏洩をしない範囲で受信電力より上回る範囲である事」とし、別添で抑止エリアを図面提出する等の対応を提案いたします。	御意見を踏まえ、電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案を以下のとおり、変更いたします。 電波法関係審査基準別紙2第2の4(18)コ <u>(ウ) 抑止エリアについては、抑止する範囲が妥当であると考えられる範囲内であり、根拠を示した資料が添付されていること。</u>	有
	その他 電波利用料、申請印紙代に関して	電波利用料、申請印紙代に関してですが、携帯抑止を運用している免許人は自治体も多く、年度予算で運用を行っております。 今回の法令改正に関して、本年度予算に含まれておらず対応が非常に難しいと考えます。つきましては、電波利用料、申請印紙代に関して本年度を予算編成期間と捉え、来年度以降から対応する等の経過措置を提案いたします。	御意見を踏まえ、省令等の改正後1年間に限って、実験試験局での再免許を可能と致します。	有

注 その他、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものが1件ありました。